公　示　日　：2021 年 10 月 6 日(水)
調達管理番号：21a00754
国　　名　　：ペルー
担 当 部 署 ：地球環境部防災グループ防災第二チーム
調 達 件 名：ペルー国防災対策能力強化アドバイザー業務

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：地方防災計画策定支援／地震・津波情報分析
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 11 月下旬から 2023 年 12 月下旬
（２）　業務人月：現地 10.5 人月、国内 1.0 人月、合計　11.5 人月
（３）　業務日数：

- 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 15 日、国内整理 2 日
- 第 2 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 3 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 4 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 5 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 6 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 7 次 国内準備 1 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 8 次 国内準備 1 日、現地業務 30 日、国内整理 2 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な渡航時期・期間については提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10.　特記事項を参照願います。

（４）　前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第 1 回（契約締結後）：契約金額の 19%を限度とする。
２）第 2 回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の 19%限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見積書提出部数：1部
（３） 提出期限：2021年10月27日(水)（12時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評価結果の通知：2021年11月9日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 16点
② 業務実施上のバックアップ体制 4点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40点
② 対象国・地域での業務経験 8点
③ 語学力 16点
④ その他学位、資格等 16点
（計100点）

類似業務経験の分野	地震・津波予測及び各種防災計画策定業務
対象国／類似地域	中南米諸国／全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができることが望ましい。）

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病予防接種（証明書要求国）

6. 業務の背景

ペルーは、日本と同じく環太平洋火山帯に位置していることから、地震や津波、火山災害の歴史が長く、常時リスクに晒されている。具体的には、約７万人の死者･行方不明者を出した1970年アンカシュ地震(M.7.9)､1974年リマ地震(M7.5)、2001 年のアレキパ沖地震・津波（M8.2）、2007 年のピスコ地震・津波（M7.9）の他、直近では2019年のロレト地震(M8.0)など、大規模の地震・津波による被害が発生している。

こうした中、当国では、2011年に国家災害対策制度法（SINAGERD）及び細則が制定され、国家防災庁（INDECI）と並び、国家災害リスク予防研究センター（CENEPRED）が設立された。

INDECI は災害準備、災害対応、復旧を担当し、また CENEPRED は防災、減災、災害リスク評価、復興を担当すると共に、防災、災害対応のための規則やガイドラインを制定し、各政府機関・自治体に対する技術指導を行っている。これに準じて､地方政府は災害対応及び防災（災害リスク削減）の計画をそれぞれ策定し、法律上も策定が義務付けられている。しかしながら、それぞれの計画に対して全国での策定率は、INDECI ラインの計画は15%、CENEPRED ラインの計画は3%の地方政府においてのみ策定されている状況である。また、当該計画に基づく予算確保と防災活動の展開が十分行われていない状況でもあり、地方政府による防災計画策定のための中央政府による指導体制が強化されることを目的として本専門家の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、INDECI 及び CENEPRED をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、リマ・カヤオ首都圏地方自治体をパイロット地域[1]とした地震・津波災害リスクの高い地方政府において、地方防災計画策定が行われるための指導体制が強化されることを目的とする。

業務実施にあたっては、本業務終了後 C/P 機関の指導レベルが維持され継続するためにも、C/P 機関人材の育成が図られるよう考慮する。また、過去の支援事業のアセットを活用するとともに、現在実施中の科学技術協力「地震直後におけるリマ首都圏インフラ被災程度の予測・観測のための統合型エキスパートシステムの開発」との情報共有や連携を行う。

[1] リマ市及びカヤオ市の２市。リマ首都圏には43区ありパイロット地区を選択する可能性もある。また、加えて、その他の地方都市も対象とする可能性もある。

本事業の枠組案（案件概要）は次のとおり。

上位目標：ペルーにおける防災対策に係るガバナンスが強化される。

プロジェクト目標：国家防災庁（INDECI）、国家災害リスク予防研究センター（CENEPRED）の、地方政府による防災計画策定のための指導体制が強化される。

＜成果＞

成果１：地震・津波ハザード又は災害リスク評価結果を地方政府と共有する仕組みが計画される。

成果２：INDECI と CENEPRED の指導により地震・津波災害リスクの高いリマ・カヤオ首都圏において、地方防災計画が策定される。

成果３：INDECI と CENEPRED により地方防災計画策定のガイドラインが作成される。

＜活動＞

活動１－１：ペルー国内で利用可能な地震・津波ハザード又は災害リスク評価に関する情報を収集する。

活動１－２：地方政府がハザード又は災害リスク評価へのアクセスまたはデータ構築できるための体制を検討する。

活動２－１：INDECI・CENEPRED とともに、地方政府における防災計画策定プロセスの現状分析を行う。

活動２－２：INDECI・CENEPRED とともに、地方政府の防災計画策定支援のための手順を協議・策定するとともに、策定にかかるアドバイスを行う。

活動２－３：研修やセミナーの機会を活用し、日本の自治体の防災計画の事例を紹介する。

活動２－４：地方防災計画策定における地方政府の好事例を、セミナーを通じて共有する。

活動３－１：策定された計画を元に、他の地方政府が策定していけるためのガイドラインの開発を支援する。

活動３－２：ガイドラインの検証と必要な改定、及び国内普及のための支援、アドバイスを行う。

上記、案件概要（案）に基づき、具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 第１次国内準備期間（2021 年 12 月）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ペルー国政府作成の関連報告書、国際調査報告書、学術論文等を参照し、当国の地震・津波情報分析、及び地方防災計画策定にかかる現状と課題を把握する。

② これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析し、JICA 地球環境部及び JICA ペルー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

（２） 第１次現地派遣期間（2022 年 2 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（全体期間及び第 1 次現地業務期間）を提出し承認を得る。

② 地震・津波ハザード又は災害リスク評価実施の状況を CISMID（日本ペルー地震防災センター）等の研究機関等から収集する。

③ ペルー国内の災害発生状況に関する情報を収集する。

④ ペルー国内の災害対策状況（責任機関、事業内容、事業規模等）を収集する。

⑤ 地震・津波ハザード又は災害リスク評価結果がどのように政府内や地方政府と共有されているかについての情報を収集する。

⑥ リマ・カヤオ首都圏やその他の地方防災計画策定状況やその内容、INDECI や CENAPRED からの指示・指導の状況を収集する。特に、リマ・カヤオ首都圏については直接、策定状況、リスク把握状況、対策方針などを確認する。

⑦ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑧ 次回派遣時のワークプラン（西文）を C/P と確認する。

（３） 第 1 次国内整理期間（2022 年 3 月）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（４） 第 2 次国内準備期間（2022 年 3 月）

第 2 次派遣のワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。併せて、JICA ペルー事務所にもデータを送付する。

（５）第 2 次現地派遣期間（2022 年 4 月～2022 年 5 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② リマ・カヤオ首都圏地方政府におけるハザード又は災害リスク評価[2]へのアクセスまたはデータ構築状況の現状と課題を把握する。

③ 地方政府がハザード又は災害リスク評価へのアクセスまたはデータ構築できるための体制を C/P 及び CISMID 等の関係する機関と検討する。

[2] ハザード及び災害リスク評価に関する情報は、CISMIDが中心機関となり取りまとめている。

④ リマ・カヤオ首都圏地方政府における地方防災計画策定方針について、リマ・カヤオ首都圏地方政府と協議するとともに、C/P とも情報共有を行う。策定方針にあたっては、JICA が別途発信している、地方防災計画策定における 8 ステップを策定手順の基本とし、方針及び進め方の全体像については文書にて確認する。

⑤ 地方防災計画策定方針に基づき、専門家不在期間中にペルー側で実施する活動内容について協議・確認し、必要に応じて助言を行う。活動内容や助言内容については文書にて確認する。

⑥ 地方防災計画策定における地方政府の好事例の分析・整理を支援する。

⑦ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑧ 次回派遣時のワークプラン（西文）を C/P と確認する。

（６） 第 2 次国内整理期間（2022 年 6 月）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（７） 第 3 次国内準備期間（2022 年 6 月）

第 3 次派遣のワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（８） 第 3 次現地派遣期間（2022 年 7 月～2022 年 8 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し承認を得る。

② 専門家不在期間中にペルー側で行った地方防災計画策定に関する活動についてレビューを行う。活動中に直面した課題などを抽出し、必要に応じ、方針や活動内容の見直しを行う。また、課題により進められなかった活動については助言を行う。

③ 地方防災計画策定方針に基づき、専門家不在期間中にペルー側で実施する活動内容について協議・確認し、必要に応じて助言を行う。活動内容や助言内容については文書で確認する。

④ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑤ 第 4 次現地派遣のワークプラン（西文）を C/P 機関と確認する。

（９） 第 3 次国内整理期間（2022 年 9 月）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書(和文)を JICA 地球環境部環に提出し、報告する。

（１０）　　第 4 次国内準備期間（2022 年 9 月）

第 4 次派遣にかかるワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（１１）第 4 次現地派遣期間（2022 年 10 月～2022 年 11 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し業務計画の承認を得る。

② 専門家不在期間中にペルー側で行った地方防災計画策定に関する活動についてレビューを行う。活動中に直面した課題などを抽出し、必要に応じ、方針や活動内容の見直しを行う。また、課題により進められなかった活動については助言を行う。

③ 地方防災計画策定方針に基づき、専門家不在期間中にペルー側で実施する活動内容について協議・確認し、必要に応じて助言を行う。活動内容や助言内容については文書で確認する。

④ 地方防災計画策定における地方政府の好事例を共有するセミナ―開催を支援する。

⑤ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑥ 第 5 次現地派遣のワークプラン（西文）を C/P 機関と確認する。

（１２）第 4 次国内整理期間（2022 年 12 月）

第 4 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（１３）第 5 次国内準備期間（2022 年 12 月）

第 5 次派遣のワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（１４）第 5 次現地派遣期間（2023 年 2 月～2023 年 3 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し承認を得る。

② 専門家不在期間中にペルー側で行った地方防災計画策定に関する活動についてレビューを行う。活動中に直面した課題などを抽出し、必要に応じ、方針や活動内容の見直しを行う。また、課題により進められなかった活動については助言を行う。

③ 地方防災計画策定方針に基づき、専門家不在期間中にペルー側で実施する活動内容について協議・確認し、必要に応じて助言を行う。活動内容や助言内容については文書で確認する。

④ 地方防災計画策定における地方政府の好事例についてセミナー開催を

支援する。

⑤ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑥ 第 6 次現地派遣のワークプラン（西文）を C/P 機関と確認する。

（１５）第 5 次国内整理期間（2023 年 4 月）

第 5 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（１６）第 6 次国内準備期間（2023 年 4 月）

第 6 次派遣にかかるワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（１７）第 6 次現地派遣期間（2023 年 5 月～2023 年 6 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し承認を得る。

② 専門家不在期間中にペルー側で行った地方防災計画策定に関する活動についてレビューを行う。活動中に直面した課題などを抽出し、必要に応じ、方針や活動内容の見直しを行う。また、課題により進められなかった活動については助言を行う。

③ 地方防災計画策定方針に基づき、専門家不在期間中にペルー側で実施する活動内容について協議・確認し、必要に応じて助言を行う。活動内容や助言内容については文書で確認する。

④ 上記の一連の活動を通じて得られた知見を元に、地方政府が防災計画を策定していけるためのガイドラインの開発を支援する。

⑤ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

⑥ 第 7 次現地派遣のワークプラン（西文）を C/P 機関と確認する

（１８）第 6 次国内整理期間（2023 年 7 月）

第 6 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（１９）第 7 次国内準備期間（2023 年 7 月）

第 7 次派遣にかかるワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（２０）第 7 次現地派遣期間（2023 年 8 月～2023 年 9 月）

① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② ガイドラインの検証と必要な改定のための支援、アドバイスを行う。
③ ガイドラインに関するセミナー開催を支援する。
④ JICA ペルー事務所に現地業務結果報告書（和文・西文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
⑤ 第 8 次現地派遣のワークプラン（西文）を C/P 機関と確認する。

（２１）第 7 次国内整理期間（2023 年 10 月）
第 7 次派遣の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（２２）第 8 次国内準備期間（2023 年 10 月）
第 8 次派遣期間のワークプラン（和文）を JICA 地球環境部による確認の後、同部へ提出する。

（２３）第 8 次現地派遣期間（2023 年 10 月～2023 年 11 月）
① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所及び C/P 機関にワークプラン（西文、和文）を提出し、業務計画の承認を得る。
② ガイドラインの国内普及のための支援、アドバイスを行う。
③ 現地業務完了に際し、業務の成果、防災体制等の更なる能力強化に向けた提言や課題等を含む現地業務結果報告書を C/P 機関に提出し、報告する。

（２４）第 8 次国内整理期間（2023 年 12 月）
専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

（２５）全体を通じて行う業務
① 策定された防災計画に基づき自治体が着実に防災投資・防災プロジェクトの実施を行えるようフォローするため、日本の技術・製品の紹介を行う。
② 地方政府がハザード又は災害リスク評価へのアクセスまたはデータ構築できるための体制を C/P 及び CISMID 等の関係する機関と検討する。（上記においては、最初の活動（（５）③）にのみ記述しているが、その後の現地活動でも継続して実施。）
③ 地方防災計画策定における地方政府の好事例の分析・整理する。（上記においては、最初の活動（（５）⑥）のみ記述しているが、その後の現地活動でも継続して実施。）
④ ペルーを中心とした南南協力の展開について JICA とともに検討する。

8. 報告書等

業務の実施過程で提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために確認するもの。業務の具体的内容（案）などを記載。

体裁は簡易製本とし、電子データを JICA 地球環境部及びペルー事務所に送付する。

西文２部（JICA ペルー事務所、C/P 機関へ各１部）

和文２部（JICA 地球環境部、JICA ペルー事務所へ各１部）

（２） 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び西文。提出部数は以下のとおり。

体裁は簡易製本とし、電子データを JICA 地球環境部及びペルー事務所に送付する。

西文２部（JICA ペルー事務所、C/P 機関へ各１部）

和文２部（JICA ペルー事務所、JICA 地球環境部へ各１部）

ただし、第８次現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第８次現地業務結果報告書（西文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・ペルー国防災政策・計画・体制等に関する提言

・ペルー国地方防災計画策定ガイドライン

・ハザード又は災害リスク評価の共有、データ構築の体制に関する提言

（３） 専門家業務完了報告書（和文２部）

2023 年 12 月 14 日(木)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 地球環境部及び JICA ペルー事務所に提出し、報告する。

C/P と確認した計画・文書・資料等については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒米国（アトランタ、ヒューストン等）⇒リマ⇒米国

（アトランタ、ヒューストン等）⇒日本を標準とします。

（２） 一般業務費及び機材

現地業務の遂行に必要と思われる現地経費並びに技術指導用の機材、備品があれば見積書に含めてください。

（３） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA ペルー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費
・セミナー開催費用
・現地傭人費（通訳兼アシスタント）
・資料翻訳費
・事務用品費
・通信費

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（４） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務の時期、期間

7.業務の内容 に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分及び渡航回数は 2.契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12 月中旬から 1 月上旬まで C/P 機関を含むペルー政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、2 月上旬から 12 月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
エ） 通 訳 傭 上:なし(第１次現地業務時は必要に応じ､便宜供与可能)
オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
カ） 執務スペースの提供：INDECI 及び CENEPRED 内の執務スペース提供（インターネット通信環境完備予定）

（２） 参考資料

① 参考ＵＲＬ

ア）ペルー国 日本式早期地震検知システムによる防災対策のための案件化調査業務完了報告書[電子資料]
https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000042967

イ）ペルー国 ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト中間レビュー調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000012063

ウ）ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書
https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000253472

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うととも

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上